

[illegible]



(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年二月一日厚生労働省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年九月一日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年四月二三日厚生労働省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月八日厚生労働省令第九六号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年二月二七日厚生労働省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月二八日厚生労働省令第一七五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一二日厚生労働省令第一七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年四月七日厚生労働省令第五七号）抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二九年十一月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二四日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三二日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二三日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月一八日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月一三日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一〇日厚生労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日厚生労働省令第一五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年七月二五日厚生労働省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。